

第 3 1 号議案

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 5 月 3 0 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

区議会第 1 回定例会にて議決された「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」の公布に伴い、関連する規則の改正を行う必要がある。

中野区教育委員会規則第10号

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年中野区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧

対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条 条例第7条ただし書の中野区教育委員会規則で定める場合は、<u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。</p> <p>第7条の2～第24条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条 条例第7条ただし書の中野区教育委員会規則で定める場合は、<u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。</p> <p>第7条の2～第24条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>